

引越業者向けに家電リサイクル法等に関する説明会を開催します

経済産業省 平成 30 年 8 月 20 日

<http://www.meti.go.jp/press/2018/08/20180820003/20180820003.html>

1. 開催趣旨

家電 4 品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）の小売販売を行う者は、家電リサイクル法上の小売業者に該当し、消費者等から廃家電を引き取り、指定引取場所において製造業者等へ引き渡す義務等が課されているが、今年度、“引越業者であって家電リサイクル法上の小売業者に該当するもの”が、家電リサイクル法上の義務違反により勧告を受ける事例が生じたことを踏まえ、家電リサイクル法等に関する説明会を開催するもの

※環境省から、家電 4 品目以外の引越廃棄物の説明も行います。

2. 説明会の内容

(1) 対象者

引越業者の本社・支店における担当責任者

※家電リサイクル法上の小売業者に該当しない引越業者も参加可能です。

(2) 日時・場所

中部地区：10 月 22 日（月曜日）13 時 30 分～15 時 30 分

：愛知県トラック協会（名古屋市瑞穂区新開町 12-6）

※中部以外の開催日、および申し込み等の詳細は上記 URL にて確認願います